

新財団が起業・創業したい人を後押しします！【財団通信 Vol.9】

11月、湊川パークタウン2階に新しいインキュベーションオフィス4室がオープン。

入居希望の申し込みを定員の3倍いただきました。

交流から生まれるご縁で、地域とともに、成長の場になりますように。

【財団の創業支援（インキュベーションオフィス）とは】

これから創業を目指す方、創業後間もない方向けの起業家支援施設（インキュベーションオフィス）で、神戸市産業振興センター内にあります。起業・創業を目指す方々に初期成長期までに必要な「空間」「学び」「情報」を提供し、実現・成長までのご支援を目的としています。

専門家による相談や勉強会への参加機会等の交流を兼ね備え、起業から企業への成長を後押しします。



ホームページはこちらから↑

お問い合わせ先：経営支援部

電話 078-360-3202 (平日9時～17時)

メール incubation@kobe-ipc.or.jp

健康通信 Vol.329

～神戸市受動喫煙Q & A～



神戸市では、市民の健康を守る観点から、健康増進法第25条、および兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」（県条例）に基づき、受動喫煙の防止対策に取り組んでいます。たばこを吸う人は、受動喫煙が単なる迷惑ではなく、他人の健康を害するものであるという認識を持ち、その上で、周囲に配慮した行動をお願いします。たばこを吸わない人は、たばこの煙を避けるようにしましょう。今回はよく保健所に問合せのある質問を紹介いたします。



たばこを吸ってはいけない場所はありますか？

例えば病院や学校等は、敷地内とその周辺は禁煙です。
飲食店やコンビニ等の入口周辺も人が多く出入りするので、喫煙不可です。



IQOS（アイコス）やglo（グロー）は電子たばこですよね？法律や条例の規制対象外でいいですか？？

IQOS（アイコス）やglo（グロー）は、紙たばこと同じ加熱式たばこです。
そのため、禁煙区域では使用できません。



マンションやアパートのベランダやバルコニーでの喫煙は規制対象になるのですか？

プライベート空間での喫煙をする際は、受動喫煙被害が生じないよう配慮義務が設けられています。



法令違反した場合、罰則があると聞いたのですが…

法令違反で改善が見られない場合は、罰則が適用される場合があります。
例えば、喫煙区域での喫煙は喫煙者に対して最大30万円の過料が適用されます。



◆その他の内容については神戸市HP「受動喫煙の防止」をご覧ください。

【問い合わせ先】 神戸市健康局保健所保健課 受動喫煙対策担当 TEL：078-322-5077

消費生活ワンポイントアドバイス！ Vol.40

「後払い決済」を使った定期購入にご注意！

【事例】

ネットで「お試し価格」の化粧品を見つけて、1回だけのつもりで「後払い決済」で注文した。定期購入とは思っていなかったのに、後日「2回目の商品が届く」と連絡があり、驚いた。(60代、女性)

【後払い決済って何？】

- 通信販売などで使える支払い方法のひとつで、商品が手元に届いたあとに、後払い代行会社から送られてくる請求書により、コンビニなどで代金を支払えるサービスです。
- クレジットカード番号を入力しないため、カード情報の漏えいリスクが少なく、気軽に使いやすいのが特徴です。
ただし、気軽に使えるからこそ、注意が必要です。

【利用する際の注意点】

- 請求は、購入した業者ではなく、後払い決済事業者から届くことがあります。どの会社が請求を行うのか、いつ頃届くのかなどを事前に確認・記録しておきましょう。
- クレジットカードを使わないからといって安心せず、「定期購入」が条件になっていないかなどよく確認するとともに、契約内容が表示されている画面は、スクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 請求書が届いたら、必ず期限内に支払いを済ませ、支払った際の控えはしばらく保管しておきましょう。支払いが遅れると、遅延料金や督促状が届くこともあります。

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は神戸市消費生活センターへ



よくある相談事例はこちらをチェック→

神戸市消費生活センター Q検索



消費者ホットライン

平日：9:00～17:00
(078-371-1221でもつながります)

いや
188
土日祝：10:00～16:00

(12/29～1/3除く)